



働く ルールは守られていますか

12番目の選手の皆さん

この5つの項目は、どんな名称の雇用形態(パート・アルバイト・臨時社員・契約社員等)の人にも一定の要件はありますが、適用されます。

有給休暇はありますか？

労働者は6ヶ月間勤務し、8割以上出勤していれば10日の有給休暇が与えられます。

パートの人にも所定の労働日数・時間によって、日数が決められています。

仕事や通勤によるケガや病気は加入していなくても労災保険が適用されます？

労災保険に加入していなくても、仕事や通勤が原因のケガや病気には、労災保険が適用されます。認定されると治療費や入院費が無料になります。

また4日以上の上休には「休業補償」が支給されます。

残業手当は払われていますか？

1日8時間又は週間に40時間を越えて働いた場合は、賃金の2割5分増しの賃金が支払われます。深夜(午後10時から午前5時)や休日に働いた場合も、プラスして割増賃金が支払われます。

社会保険や雇用保険に加入していますか？

雇用保険は、1週間に20時間以上働く人が、社会保険(厚生年金・健康保険)は、1週間に30時間以上働く人(通常の労働者の4分の3以上働く人)が対象です。

雇用保険は2年まで遡って加入できます

ルール違反はレッドカードです

労働者を

いきなり解雇や雇止めすることは出来ません

労働者を解雇するとき「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」は権利を濫用したもとして解雇は無効になります。

また合理的理由がある場合でも、30日以上前に解雇予告するか、平均賃金の30日分以上の予告手当を支払う必要があります。

「辞めてもらいたい」と言われたらすぐに返事しないで、一度ご相談下さい。

組合づくり☆相談無料

職場での不安・悩みの相談は...

労働組合に入りたい、つくりたいの相談は

TEL 03-3719-8813

半世紀にわたって働くものの生活と権利を守ってきた

目黒労協

(目黒地区労働組合協議会)

目黒区鷹番3-1-1 石田ビル302(東横線学芸大駅徒歩1分)

メール: union@r05.itscom.net